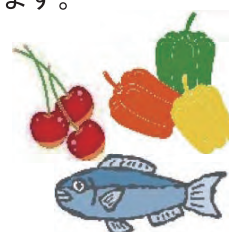


I 消費税の軽減税率制度

この章では、消費税の引上げに合わせて令和元年10月1日から実施されている消費税の軽減税率制度について、その全体像を理解していただくために、制度の概要について説明します。

軽減税率制度の下では、売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理する必要があります。あるほか、複数税率に対応した請求書等の交付や保存などが必要となります。このような事務は、軽減税率の対象品目を取り扱う事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者に関係します。



消費税の軽減税率制度の概要

(1) 消費税の軽減税率制度の実施

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率は、令和元年10月1日に、それまでの8%（うち地方消費税率は1.7%）から10%（うち地方消費税率は2.2%）に引き上げられました。

また、これと同時に、10%への税率引上げに伴う低所得者への配慮の観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されています。

(2) 消費税等の税率

消費税等の税率は、標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率です。

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

(3) 軽減税率の対象品目

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

① 飲食料品

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の要件を満たす一体資産^(注1)を含みます。
なお、外食やケータリング等は対象品目には含まれません。



② 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号^(注2)を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので定期購読契約に基づくものをいいます。

(注1)
一体資産の詳細については、[Ⅱ 2 一体資産 \(P14\)](#)を参照してください。

(注2)
一定の題号とは、例えば、「〇〇新聞」、「日刊△△」など、新聞の題号をいいます。

軽減税率の対象品目について、詳しくは、
「Ⅱ 軽減税率の対象品目」(P6～)をご覧ください。

(4) 区分記載請求書等保存方式（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

消費税等の税率は、標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率となっていますので、事業者は、消費税等の申告等を行うために、取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理（以下「区分経理」といいます。）を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

区分記載請求書等保存方式について、詳しくは、
「Ⅲ 区分記載請求書等保存方式」(P27～)をご覧ください。

(5) 税額計算とその特例

消費税等の税率は複数税率となっていますので、区分経理に基づき、税率ごとに税額計算を行う必要があります。

なお、区分経理を行うことが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。）には、一定期間、売上税額や仕入税額の計算の特例が設けられています。

税額計算について、詳しくは、
「Ⅳ 税額計算」(P36～)を、
区分経理が困難な中小事業者を対象とした税額計算の特例について、詳しくは、
「Ⅴ 中小事業者の税額計算の特例」(P40～)をご覧ください。

日々の業務で必要な対応は…？



仕 入 れ

- 軽減税率対象品目の仕入れがあるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れがある場合、区分記載請求書等保存方式（P27参照）の下では、請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れを税率ごとに区分して帳簿等に記帳する。

軽減税率対象品目の売上げがなくても、会議費や交際費、雑費などの経費で飲食料品や新聞を購入する場合は対応が必要です。

売 上 げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」を記載して、交付する（適格請求書等保存方式における記載事項は、P57参照）。
- 請求書等（控）に基づき、売上げを税率ごとに区分して帳簿等に記帳する。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書の交付を求められる場合があります。

申 告

- ◎ 税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- ◎ 税率ごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

○ 飲食料品の小売業を営む事業者の例

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいか確認



- 毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿等に記帳



- 必要に応じ、複数税率に対応したレジを導入・改修



- 必要事項を記載した請求書等を売上先に交付

スーパー〇〇	
領収書	
11/2	
牛肉 8%	5,400円
割り箸	2,200円
合計	7,600円
(8%対象	5,400円)
(10%対象	2,200円)
お預り	8,000円
お釣	400円

※ 区分記載請求書等と適格請求書等では記載事項が異なります。

(6) 適格請求書等保存方式（令和5年10月1日～）

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。「適格請求書等保存方式」の下では、帳簿及び、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受けた課税事業者から交付を受けた適格請求書などの請求書等の保存が、仕入税額控除の適用を受けるための要件となります。

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 （いわゆるインボイス）等の保存

■適格請求書について

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシートその他これらに類するものを行い、その様式や名称は問いません。

なお、適格請求書を交付しようとする課税事業者は、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があり、その登録申請は、令和3年10月1日からとなります。

(参考) 請求書等の記載事項の比較

区分記載請求書

- 書類の作成者の氏名又は名称
- 資産の譲渡等の年月日
- 課税資産の譲渡等に係る内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円（税込）		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10% 対象		88,000円
8% 対象		43,200円

※軽減税率対象 株式会社△△

適格請求書

請求書		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円（税込）		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計		120,000円 消費税 11,200円
10%対象		80,000円 消費税 8,000円
8%対象		40,000円 消費税 3,200円

※軽減税率対象 株式会社△△
登録番号 T12345.....

区分記載請求書の記載事項に以下を加えます。

- 登録番号
- 税率ごとの消費税額及び適用税率
(税率ごとに区分して合計した額は、「税抜き」又は「税込み」のいずれでもかまいません。)

〈 用 語 の 説 明 〉

1 課税期間 とは

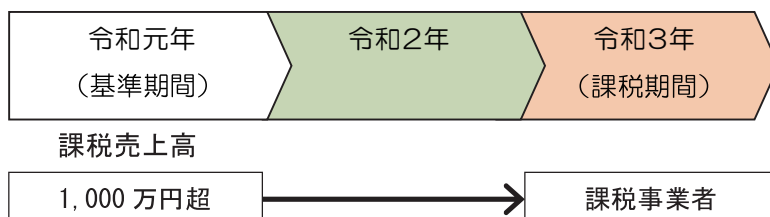
納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間をいいます。原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。

2 基準期間 とは

ある「課税期間」において、消費税の納税義務が免除されるかどうか、簡易課税制度を適用できるかどうかを判断する基準となる期間をいいます。

原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度^(注3)をいいます。

例 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



令和元年の課税売上高が 1,000 万円超の場合には、令和3年は課税事業者となります。^(注4)

3 課税事業者 とは

事業者のうち、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者
- ② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択している事業者
- ③ その他の消費税法の規定により納税義務が免除されない事業者

4 免税事業者 とは

基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除きます。）をいいます。

5 課税売上高 とは

消費税が課税される取引の売上金額^(注5)と輸出取引等の免税売上金額の合計額をいいます。^(注6)

なお、売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額を控除します。

6 課税仕入れ とは

事業者が、事業として他の者^(注7)から資産を譲り受け、若しくは借り受け又は役務の提供を受けることをいいます。

課税仕入れに該当するもの	課税仕入れに該当しないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品の仕入れや、機械等の事業用資産の購入・賃借、事務用品の購入、賃加工や運送等のサービス提供を受けること ○ 免税事業者や消費者からの商品や中古品等の仕入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地の購入や賃借、株式や債権の購入、利子や保険料の支払いなどの非課税取引 ○ 給与、税金の支払いなど

(注3)

前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間をいいます。

(注4)

基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合、消費税の課税事業者となります。

特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は前事業年度開始の日以後6か月間をいいます。

(注5)

消費税額及び地方消費税額を除きます。

(注6)

棚卸資産の販売代金や請負工事代金、サービス料のほか、機械の賃貸収入、棚卸資産以外の資産の譲渡代金（機械、建物等の事業用資産の売却代金）等も含まれます。

(注7)

取引の相手方が課税事業者であるか否かを問いません（免税事業者及び消費者も含まれます。）。